田辺市総合事業単位表(第1号通所事業) 通所介護従前相当サービス(独自) サービスコード表 ※単価は出来高

通所介護従前相当サービス(独自) サービスコード表		※単価は出来高					1
サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	種類	- ド表 項目	算定単位	
通所型独自サービス1回数	事業対象者・要支援1。1月の中で4回までのサービスを 行った場合			384単位	A6	1113	1回につき
		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		269単位	A6	8003	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		269単位	A6	9003	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合376単位減算(1月)		▲376単位	A6	6105	1月につき
通所型独自サービス2回数	事業対象者・要支援2。1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合※事業対象者は特別な理由により要支援2の区分支給限度額適用者			395単位	A6	1123	
		利用者の数が利用定員を超える場合 ×70%		277単位	A6	8013	
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 ×70%		277単位	A6	9013	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物から利用する場合752単位減算(1月)		▲752単位	A6	6106	1月につき
中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				A6	8112	1回につき
生活機能向上グループ活動加算	100単位(1月)※機能訓練指導員については、理学療法士。作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ケ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする			100単位	A6	5010	2
運動器機能向上加算	225単位(1月)※機能訓練指導員については、理学療法士。作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ケ月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする			225単位	A6	5002	
若年性認知症利用者受入加算	240単位加算(1月)			240単位	A6	6109	
栄養アセスメント加算			50単位(1月)	50単位	A6	6116	1
栄養改善加算	200単位(1月)			200単位	A6	5003	,
口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)		150単位(1月)	150単位	A6	5004	1 6 7
	(2) □腔機能向上加算(Ⅱ)		160単位(1月)	160単位	A6	5011	
選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 I	①運動器機能向上及び栄養改善	480単位(1月)	480単位	A6	5006	
		②運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位(1月)	480単位	A6	5007	
		③栄養改善及び口腔機能向上	480単位(1月)	480単位	A6	5008	
	(2) 選択的サービス複数実施加算Ⅱ	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位(1月)	700単位	A6	5009	
事業所評価加算		•	120単位(1月)	120単位	A6	5005	1
サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	①事業対象者・要支援 1	88単位(1月)	88単位	A6	6011	2 7 3 3 4 1
		②事業対象者・要支援 2	176単位(1月)	176単位	A6	6012	
	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	①事業対象者・要支援 1	72単位(1月)	72単位	A6	6107	
		②事業対象者・要支援 2	144単位 (1月)	144単位	A6	6108	
	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	①事業対象者・要支援 1	24単位 (1月)	24単位	A6	6103	
		②事業対象者・要支援 2	48単位(1月)	48単位	A6	6104	
生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)	1月につき 100単位 (3月に1回を限度)	100単位(1月)	100単位	A6	4001	
		1月につき 200単位を加算	200単位 (1月)	200単位	A6	4002	
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	※運動器機能向上加算を算定している場合、1月につき 100 単位を加算	100単位(1月)	100単位	A6	4003	
口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	※6月に1回を限度とする	20単位(1回につき)	20単位	A6	6200	1回につき
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	※6月に1回を限度とする	5単位(1回につき)	5単位	A6	6201	
科学的介護推進体制加算			40単位 (1月につき)	40単位	A6	6311	
介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算 (I) +所定単位数×59/1000				A6	6100	0 1 1月につき 8
	②介護職員処遇改善加算 (II) +所定単位数×43/1000				A6	6110	
	③介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) +所定単位数×23/1000				A6	6111	
介護職員等特定処遇改善加算	①介護職員等特定処遇改善加算 (I) +所定単位×12/1000				A6	6118	
	②介護職員等特定処遇改善加算(II) +所定単位×10/1000				A6	6119	
介護職員等ベースアップ等支援加算	通所型独自サービスベースアップ等支援加算 +所定単位×11/1000				A6	6114	

注 「事業所と同一建物に共住する者又は同一建物から利用する通所型サービスを利用する場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供強化体制加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度 額管理の対象外の算定項目